

5 東彼杵町告示第21号

東彼杵町消防団補助団員任務、活動等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年3月2日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町消防団補助団員任務、活動等に関する要綱

東彼杵町消防団補助団員任務、活動等に関する要綱（平成21年告示第78号）の一部を次のとおり改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第3条 補助団員は、東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条第2項に定める資格を必要とするほか、年齢要件を<u>70歳</u>までとし、補助団員が<u>70歳</u>に達したときは、<u>70歳</u>に達した日以後における最初の3月31日に退職する。</p>	<p>(資格)</p> <p>第3条 補助団員は、東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条第2項に定める資格を必要とするほか、年齢要件を<u>65歳</u>までとし、補助団員が<u>65歳</u>に達したときは、<u>65歳</u>に達した日以後における最初の3月31日に退職する。</p>

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。